

屋根からの落雪に注意！

降雪が続いており、建物の屋根に雪が積もっている状況が見受けられます。これからの時期は気温が緩むこともあり、落雪に注意が必要です。

特に空き家の場合、雪止めが壊れ、思いがけないタイミングで落雪することもあります。

建物の軒先を通る際は、必ず屋根の雪に注意して通行してください。



除雪作業は安全に行いましょう！

気温が上昇すると屋根からの落雪や雪崩等の恐れがありますので、下記の注意点を改めて確認し、しっかりと安全対策をとったうえで除雪作業を行うようにしてください。除雪が難しい時は、除雪対策支援部隊を活用しましょう。

- ^{はしこ}梯子の昇り降りは慎重に行い、屋根に移る時は特に注意しましょう。
- 高所での作業は、ヘルメット・命綱・安全帯等を着用し安全を確保しましょう。
- 除雪機に詰まった雪を除去する時は、必ずエンジンを停止し、機械が止まったことを確認してから行いましょう。
- 事故等に備え、二人以上で声を掛け合いながら作業しましょう。
- やむを得ず一人で作業する場合は、事前に家族や隣人に声をかけましょう。
- 体調が悪い時、疲れた時は、無理せず作業をやめましょう。

【雪や倒木による電線等の異常の連絡について】

雪や倒木により電線が断線することがあります。電線や電話線などの異常を見つけたら、下記へ連絡してください。

《電線の場合》東北電力コールセンター ☎0120-175-366

《電話線の場合》NTT 東日本 ☎0120-444-113

ドライバーの皆様へお願い！

◆**消雪地区内を走行する際は、水や雪が飛び散らないよう、速度を落として走行してください。**

歩行者に水がかかる事例や、家屋・商店等に水がかかることで、凍結してしまい、処理が大変になる事例がありますので、**是非思いやりのある運転（速度）をお願いいたします。**

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

新型コロナワクチン追加接種（3回目）について

- 町では、18歳以上の方に接種日を指定して接種券をお送りしています。
【3回目接種を希望されない方】・【職場で接種をされる方】は下記までご連絡ください。
- 1、2回目未接種の方で接種を希望される方は、早めに下記までご連絡ください。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ「医療費のお知らせ（医療費通知）」が届きます

福島県後期高齢者医療広域連合から「医療費のお知らせ」が2月下旬より順次発送され、被保険者の皆様へ届きます。到着しましたらご自身の受診状況等について確認をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」については、県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収証により申告手続きをお願いいたします。

☎福島県後期高齢者医療広域連合 ☎代表 024 (528) 9025

令和3年産米を出荷した農家の皆様へ 水稻農家支援助成金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、米の需要が低下し、更に令和3年産米について取引価格等の低下が生じていることから、令和3年度に限り以下のとおり水稻農家支援助成金を支給します。

対象となる方におきましては、必要書類をご確認いただき、役場産業建設課まで申請してください。

【助成額】

令和3年産米1袋（30キロ）あたり**300円**

※1袋が30キロ未満の場合は1キロあたり10円で算出し、小数点以下の端数は切捨てとします。

【対象要件】

- （1）基準日（令和3年12月1日）時点において、町内に住所を有する個人又は法人であり、令和3年産米（うるち米・もち米含む）を民間企業や個人売買、委託売買等により販売した方であること。
※販売には、自家消費米、備蓄米、飼料用米は含みません。
- （2）令和3年水稻生産実施計画書兼営農計画書を町へ提出している方であること。
- （3）販売の数量（キロ数）が証明できる方であること。
- （4）町税などに滞納がない方であること。
- （5）販売後又は基準日以降に農業者等が死亡した場合は、町長が認める場合に限り、相続人が対象となります。その場合は、相続関係がわかる書類を提出していただく必要があります。申請があった日から支払日までに死亡した場合も同様の取扱いです。

【必要書類】

- （1）販売米の数量（キロ数）が証明できる書類
- （2）通帳の写し
※JAへ出荷している方については、JAから必要書類を受け取り提出してください。

【申請期間】 **令和4年3月31日（木）まで**



☎産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

就職祝金の申請について

町では、三島町定住化促進条例に基づき、就職祝金を支給しております。今年度就職し、下記の資格要件に該当する場合は、総務課までお知らせください。

◆支給金額 5万円

◆資格要件 新卒者、Uターン等で町内に住所を有し、事業所等（自営業も含む。）に就職した年齢満40歳未満の方

※祝金の支給は1人1回とします。

※パートタイマー等短期・臨時的雇用者、転勤が通例である事業所に勤務されている方等は対象外となります。

※「町内に住所を有する」とは、住所があることに加えて居住の実態が伴うこととしています。

※祝金の支給を受けた日から5年以内に町外に転出した場合は、祝金の全額を返還いただきます。

その他、出産祝金や結婚祝金の支給制度があります。詳しくは総務課までお問い合わせください。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

【令和3年度 第2弾】

「ふるさと宅配便支援事業補助金」のお知らせ

三島町では「新型コロナウイルス感染症対策」として、遠方に暮らすご家族の方々へ農産物等を送る際の「宅配等送料支援」として「ふるさと宅配便支援事業」を実施しています。

申請を希望の方は、役場窓口に申請書を提出してください。

- ◆送付対象期間 令和3年10月1日～令和4年1月31日
- ※上記期間内に発送された宅配物等を対象とします。
- ◆補助金額 補助金上限額 5,000 円
- ◆申請書提出期限 令和4年2月28日㊦
- ㊦特命担当課 ☎（48）5532

行政相談中止のお知らせ

2月16日㊦に開設を予定していた行政相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止といたします。

㊦総務課 総務係 ☎（48）5511

町史編さん業務受託者の募集について

業務内容	町史編さん業務 ・主に町史編さんの資料収集や編集に関わる業務 ・山びこの運営・施設管理に関する補助業務 ・その他、特に命じられた事項及び必要と認めた事項
募集人数	若干名（年齢不問）
必要経験	パソコン操作（エクセル・ワード）
必要資格	普通自動車免許
勤務場所	三島町交流センター山びこ
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの7.75時間
勤務日数	週1日～3日程度（㊦㊧㊨勤務あり）
休日	・指定する日 ・12月29日～1月3日
委託料	1日当たりの基準単価 7,110 円～ 7,540 円 (時給 917 円～ 973 円)
通勤手当相当額	町規定による
必要書類	①三島町業務委託申込書（役場備付）②履歴書（顔写真貼付）
契約通知	書類選考等により3月上旬に文書で通知します。
申込期限	令和4年2月21日㊦ 17：00 必着
お申込み問合せ先	生涯学習課 ☎（48）5599

令和4年度

地域創生総合支援事業（サポート事業）の募集について

県では、令和4年度における地域創生総合支援事業（サポート事業）の募集をしています。地域創生総合支援事業（サポート事業）とは、地域を元気にするために住民の皆さんが主役となって行う地域の特性を活かした個性と魅力ある地域づくり事業の立ち上げを支援する補助制度です。

実施される活動の内容等によって活用できる「受付枠」や「補助率」が以下のとおり異なります。詳しくは、以下の HP をご覧いただくか、会津地方振興局にお問い合わせください。

1 受付枠

①一般枠…民間団体が行う、広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的な事業が対象です。

補助率	補助限度額	補助対象事業費の下限
3/4 以内	500 万円	50 万円

②過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）…集落等が行う集落等再生事業や、集落等が行う集落等再生計画策定事業が対象です。

補助率	補助限度額	補助対象事業費の下限
①集落等再生事業 4/5 以内（※）	500 万円	25 万円
②集落等再生計画策定事業 10/10 以内	30 万円	—

（※）「集落等再生計画策定事業で策定した計画」または「大学生の力を活用した集落復興支援事業で策定した集落活性化計画」に基づく事業を実施する場合は、100 万円まで 10/10 以内、100 万円を超える部分は 4/5 以内。

③過疎・中山間地域活性化枠（収益事業（スタートアップ支援事業））

…民間企業や協定団体が行う、地域に根差した、生業の創出や所得形成に資する事業が対象です。

補助率	補助限度額	補助対象事業費の下限
9/10 以内	300 万円（※）	20 万円

（※）3か年度を限度に継続を認める場合は補助の累積額を 300 万円とする。

④過疎・中山間地域活性化枠（収益事業（里山経済活性化事業））

…民間企業や協定団体が行う地域経済循環を目的とした里山経済活性化事業が対象です。

補助率	補助限度額	補助対象事業の下限
①里山経済活性化事業 2/3 以内（※1）	1,000 万円（※2）	250 万円
②里山経済活性化計画策定事業 10/10 以内	30 万円	-

（※1）①は、②で策定した計画を実施する事業を対象とする。
（※2）3 か年度を限度に継続を認める場合は補助の累積額を 1,000 万円とする。
なお②分を含む。

2 募集期間 **令和4年2月3日**㊦～**令和4年2月17日**㊦ **12：00 まで**
※④過疎・中山間地域活性化枠（収益事業（里山経済活性化事業））は随時要望をお伺いしています。
※上記期間以降の追加募集の実施は未定です。

3 対象事業等の要件

会津地方振興局 HP に掲載されている「地域創生総合支援事業(サポート事業)手引き【会津地域】」をご確認ください。

《会津地方振興局 HP》
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01240a/bosyu2022.html>

※ HP 等で確認できない場合は、郵送いたしますので下記のお問合せ先までご連絡ください。



4 お問合せ先

福島県会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課
(住 所) 会津若松市追手町 7-5 県会津若松合同庁舎本館3階
(電 話) 0242-29-5292 (FAX) 0242-29-5228
(メール) aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

㊦地域政策課 地方創生推進係 ☎（48）5533